

社会福祉法人 仙人福祉事業会
居宅介護支援事業所
夜久野介護センター運営規程

平成11年10月1日
介護保険規程第1号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仙人福祉事業会が行う居宅介護支援事業(以下「介護支援事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等となった場合においても、その利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人仙人福祉事業会 夜久野介護センター
- 二 所在地 京都府福知山市夜久野町平野1030番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 3名(主任介護支援専門員)
介護支援専門員は、要介護者等から相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な在宅又は施設のサービスが利用できるよう介護サービス提供機関等との連絡調整に当たる。
- 三 事務職員 1名(兼務)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日(年中無休)とする。

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容は及び利用料等)

第 6 条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援の提供した場合の利用料は、介護報酬の公示した額によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成又は変更
 - ① サービスの選択に必要な情報の提供
 - ② 訪問等による課題の把握
 - ③ 居宅サービス計画原案の作成
 - ④ サービス担当者との連絡調整
 - ⑤ 居宅サービス計画に対する利用者の同意
 - (2) サービス実施状況の継続的な把握・評価
 - (3) 介護保険施設等への紹介等
 - (4) 医療との連携
 - (5) サービスの提供方法
 - ① 利用者の相談を受ける場所 福祉センター会議室
 - ② 課題分析の手順 MDS-HC 方式による。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から、通常の事業の実施地域を超えた場合は 500 円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、福知山市及び兵庫県朝来市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 8 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について 職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第 9 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的実施するものとします。

- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第10条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制の強化を図る。

- 2 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員にあった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人仙人福祉事業会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 その他、この規程に定めのない事項は、介護保険法に準ずる。

附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

- ◆ 一部改正 平成14年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成18年3月28日一部改正して平成18年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成19年3月26日一部改正して平成19年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成20年3月26日一部改正して平成20年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成21年3月23日一部改正して平成21年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成23年4月28日一部改正して平成23年5月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成23年5月24日一部改正して平成23年6月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成25年3月25日一部改正して平成25年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成27年3月25日一部改正して平成27年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成29年3月28日一部改正して平成29年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、平成31年3月15日一部改正して平成31年3月15日から施行する。
- ◆ この規程は、平成31年4月4日一部改正して平成31年4月1日から適用する。
- ◆ この規程は、令和2年4月1日一部改正して令和2年4月1日から施行する。
- ◆ この規程は、令和4年1月1日一部改正して令和4年1月1日から施行する。
- ◆ この規程は、令和6年4月1日一部改正して令和6年4月1日から施行する。